

収益認識に関する開示は原則主義で？—IASB J

去る4月25日、企業会計基準委員会は第407回企業会計基準委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

金利指標改革に関するIASBの議論

金利指標改革（IBOR改革）に起因する会計上の問題について、IASBが、IBOR改革が財務報告に与える影響に対応するために、IFRS 9号「金融商品」およびIAS 39号「金融商品：認識及び測定」を修正する公開草案が公表予定（会議開催後5月3日公表）であり（今号情報フラッシュ参照）、IASBでの議論についての概要が説明された。

収益認識会計基準の開示

第95回収益認識専門委員会（2019年5月10・20日号（No.1545）情報フラッシュ参照）に引き続き、収益認識会計基準の開示について、審議が行われた。

事務局から、基本的な考え方の1つとして、財務諸表作成者が当該企業の契約の実態にあわ

せて個々の注記事項の開示の要否を判断することを明確にし、開示目的に照らして重要性に乏しいと認められる項目については注記を省略することができ、これを明確にするとの原則主義的な方針が示され、これに基づき、IFRS 15号の基準本文をもとに次のような文案が示された（傍線は、収益認識会計基準等の文案としてASBJが独自に追加した文言）。

<p>2 注記事項</p> <p>(1) 開示目的</p> <p>1 本会計基準における開示の目的は、顧客との契約から生じる収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性を財務諸表利用者が理解できるようにするための十分な情報を企業が開示することである。</p> <p>2 前項の開示目的を満たすためにどの程度詳細に注記するか、また、各開示項目にどの程度重点を置くべきかを考慮する。瑣末な詳細情報を大</p>	<p>量に記載したり、特徴が大きく異なる項目を合算したりすることにより、有用な情報が不明瞭とならないように開示を集約又は分解する。また、前項の開示目的に照らして、重要性に乏しいと認められる項目については、当該注記を省略することができる。</p> <p>結論の背景</p> <p>X 注記事項</p> <p>(X) 開示目的</p> <p>1 本会計基準では、開示目的を満たすための注記事項を設けている（第XX項から第XX項参照）が、これらの注記事項は最低限の注記のチェックリストとして用いられることを意図したものではない。必要な注記を検討するにあたっては、開示目的に照らして重要性を考慮して決定する（第XX項参照）。</p>
--	--

委員からは、原則主義的な開示の方向性に賛意が聞かれた一方、「他の基準がルールベースなのに対してチャレンジングな印象で違和感がある」、「類型的な開示パターンやガイドラインが必要では」との意見も聞かれた。

今月の税務

日付	項目	備考・コメント
6月10日(月)まで	① 源泉所得税および特別徴収住民税の納付(令和元年5月分)	① 源泉所得税には復興特別所得税を含む。
7月1日(月)まで (6月30日が休日のため)	② 法人の確定申告、納付、延納の届出(平成31年4月期分) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人事業所税・法人住民税 ③ 申告期限延長承認法人の法人税確定申告 1カ月延長法人(平成31年3月期) 2カ月延長法人(平成31年2月期) ④ 消費税確定申告(1カ月ごと)(4月期) ⑤ 消費税確定申告(3カ月ごと)(1月、4月、7月、10月期) ⑥ 法人の中間申告(半期、10月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 ⑦ 法人消費税の中間申告納付 直前期年税額4,800万円超のとき 1カ月ごと(4月期を除く) 直前期年税額400万円超のとき 3カ月ごと(1、7、10月期)	②～⑦ 法人の事業年度(課税期間)の終了日は各月末日とする。 ④、⑤ 消費税課税期間の短縮特例は適用後2年間継続が要件である。

金融商品会計基準の改正議論、開始

ASBJ

会計

去る5月13日、企業会計基準委員会は第408回企業会計基準委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

時価算定会計基準案に寄せられたコメントへの対応

「時価の算定に関する会計基準(案)」に対して寄せられたコメントへの対応について、事務局から当該コメントに対する対応案が一部示され、審議が行われた。

(1) 第三者から入手した相場価格の確認手続(質問5)

確認手続の例示を示した時価算定適用指針案42項について、「例示を明確にすべき」、「誤解を招くので修正または削除すべき」、「より具体的な例示を盛り込むべき」といったコメントが寄せられている。

事務局からは、企業が算定した理論値と当該第三者から入手した価格との比較や、過去に会計基準に従って算定されていると確認した当該金融商品の価格の時系列推移の分析等の例示を盛り込む案(案1)と、例示を削除する案(案2)の2案が示

された。

委員からは、「結論の背景に入れるならば案1でいいのでは」、「案2に賛成。ここまで例示を書き込む必要はないのでは」と両案に賛成する意見が聞かれた。

(2) 期首残高から期末残高への調整表の開示(質問8-2)

購入、売却、発行および決済のそれぞれの額については純額での記載も認める提案に対して、前回の親委員会、委員から「コストの削減よりも利用者の便益のロスのほうが大きいのでは」という意見があがっていた。

これを踏まえて、事務局から「総額表示では期末時点にレベル3となる金融商品を確定させた後にその金融商品の期中の動きを把握することが必要となるが、一般的なリスク管理の実務では利用していない情報を集めることになり、新しい業務プロセスの構築に大きなコストがかかる」といった理由を記載するコメント対応案が示された。委員からは、「理由がきちん」と書かれていて利用者も納得す

投資のハナシ 裏表

東証一部見直し論

三田 哉

東証一部見直し論が出ています。東証一部の上場企業数が多すぎるのが問題のようだ。今年2月末時点での上場企業数は次のとおりである。

東証1部	2,131社
東証2部	493社
マザーズ	279社
JASDAQ	725社

国内の他取引市場と比較すると、最も上場が難しい東証一部が突出して多い。だから、一部の数を絞るべきということのようだ。そもそも、何が問題なのだろうか？

TOPIX運用をするのに、不適切な銘柄が混入してしまおう？ それは運用する側の問題であって、東証が気にする話ではない。

東証一部ブランドの低下？ 社員数37万名のトヨタ自動車と7名のランドが同じ一部企業というのではトヨタの社員が傷つく？ これは、情緒的な理由で説得力がない。

一部・二部というランク分けをする意義が希薄なのが問題のように思える。一部で100億円未満の企業は約260社、二

部で100億円以上が150社ある。Jリーグのような入替えを時価総額で行うならば、一部の1割近くは降格対象である。ところが、一部上場基準は、時価総額だけでなく、「一度入ると出られない罠」のようになっている。だから、なかなか降格が起こらない。これが一部下位と二部上位の時価総額の逆転状態が生じている理由だ。

一部上場企業の時価総額分布を調べてみた。2月末時点で、東証一部時価総額合計に対する上位X社の時価総額合計の割合を計算したものが次である。

X社数	占有割合
104社	60%
271社	80%
503社	90%

上位100社ほどで6割を占めている。では、下位1,000社はどれくらい割合になるか想像できるだろうか。なんと2:35%だ。半数の企業が力を合わせても、トヨタ1社(3.23%)に及ばないのである。これは「世界のトップ26人の富豪の保有資産」世界下位半分の人々の保有資産」とい

う構図を連想させる。

このように「実は、一部は小粒企業が圧倒的多数」に加えて、「一部・二部での時価総額の逆転」ということを考えれば、カテゴリー分けの意義がみえない。カテゴリー分けをするのならば、一部の数を減らして二部を増やすべきという結論になるのは自然か。ではどう分けるべきか？「客観的な基準である時価総額で分ける」という案が今のところ有力だ。時価総額以外に分ける面白い基準はないものだろうか考えてみると…

「平均給与」四季報に掲載されているデータなので、すぐ使える尺度である。低下した一部ブランドのイメージが再び光り輝くだろう。「お宅のご主人は二部企業勤務でいらつしやいますか。うちは一部でございますの」…奥様方の序列にも影響を与えられること間違いなし。

「納税額・実効税率」国への貢献度という点で、利益額(時価総額に比例)よりも意義ある尺度ではないだろうか？ 節税に励む企業は一部の資格なしで、脱税が発覚すれば、管理銘柄指定だ。

るのではないか」との意見があった。

金融商品に関する会計基準

昨年8月に公表され、11月末までコメント募集されていた「金融商品に関する会計基準の改正についての意見の募集」へのコメントをもとに、会計基準の改正に着手するか否かの検討が開始された。事務局から、次のような提案が示された。

(1) 金融商品に関する会計基準の意義

コメントでは改正する方向に支持が得られており、改正する方向とする。

(2) プロジェクトにおいて検討する範囲

「金融商品の認識の中止」はプロジェクトの範囲に含めない。

(3) 国際的な整合性を図る対象、程度および個別財務諸表の取扱い

着手する場合、その過程で検討を行う。

(4) 金融商品の分析および測定 非上場株式に対する公正価値 測定のは非等についてさらに確認を要するため、今回は提案しない。

(5) 金融商品の減損 国際的整合性を図る観点から

意義が高いため、基準開発に着手するが、次の2点の検討が必要である。

① 国際的に整合性を図る対象（IFRS9号のモデル、米国の基準のCECL（現在予想信用損失）モデル）

② IFRS9号のモデルを基礎として整合性を図る場合、現状における債務者単位の管理手法と適合させるための手法

IFRS9号で「減損」の対象とされるものについて開発に着手し、検討の対象に含める。

会計

リース会計基準、検討開始

ASBJ、リース会計専門委

去る4月23日、企業会計基準委員会は第85回リース会計専門委員会を開催した。

第405回親委員会において、すべてのリースについて資産および負債を認識する会計基準の開発に着手することが了承された。今回の論点は次のとおり。

借手の費用配分のあり方

IFRS16号とトピック842におけるオペレーティング・リース取引の捉え方について、次の

また、償却原価（実効金利法）に関する検討を行う。

(6) ヘッジ会計

IFRSのマクロヘッジの取扱いが今後どうなるか不透明であるうえ、IFRS9号とIAS39号が並存している状態であり、当面開発に着手しない。

*

委員からは、「開発に着手することが、改正の要否も含めて議論することか」という質問があり、事務局からは「公開草案を出して改正するのが目標ということ。議論の結果、公開草案を出さないこともあり得る」という回答があった。

ように整理された。

・IFRS16号：使用権対価の賦払いであると捉え、ファイナンスリース取引とオペレーティング・リース取引を同視する
・トピック842：均等なリース料と引換えにリース物件に毎期均等にアクセスする経済的便益を享受するものと捉え、ファイナンス・リース取引とオペ

レーティング・リース取引を同視しない

リースの定義や期間について

事務局は「この2つの捉え方のどちらにも論拠があるため、どちらかとするか（または一定の基準により使い分けか）を決めるにあたっては、①これまでは基本的にIFRSと整合性を図ってきていること、②財務諸表利用者のニーズ、③適用上のコストを踏まえて総合的に判断する」との考えを示した。

委員からは双方に賛成意見があり、意見が分かれた。

国際的な会計基準との整合性を図る程度

仮にIFRS16号を基礎とする場合、どの程度整合性を図るかにについて、次の①～④に与える影響などを考慮して判断するとの考えが事務局より示された。

- ① 国際的な会計基準と整合性を図る目的
- ② 既存のリース会計基準との関係
- ③ IFRS任意適用企業の利便性
- ④ 借手の会計処理

委員からは「整合性を図る際、リースの定義や期間について

ても、IFRSや米国の基準との統一を検討すべき」等の意見が出た。

連結財務諸表と単体財務諸表の関係

ASBJの中期運営方針では、原則として連単両方に適用されるものとして開発してきており、今後もその方針に変わりはないとされている。

そのうえで、単体財務諸表への適用については①投資家のニーズ、②経営管理に与える影響、③適用上のコスト、④周辺諸制度に与える影響を総合的に判断するとの考えが示された。

委員からは「負債の網羅性の観点から、連単を一致させることが望ましい」、「連単分離して2つの基準を把握するのは作成者への負担が大きい」、「実務的にも日々の取引を連単分離することは大変」等の意見があった。

*

そのほか、「全体のスケジュール感はどうなる」との質問に、「公開草案を公表することが次の目的で、最低2カ月のパブコメ期間を経て、コメント対応を行い、適宜修正をして、親委員会でも数決を経て議決となる。この専門委員会は技術的な議論を行うことが役割」と回答された。

見積り・会計方針に関する個別論点を検討

ASBJ、ディスクロージャー専門委

去る4月24日、企業会計基準委員会は第23回ディスクロージャー専門委員会を開催した。

審議事項は次のとおり。

見積りの不確実性の発生要因

(1) 財務諸表に計上していない項目に関する見積り

財務諸表に計上していない偶発事象に関して、「次の取扱いを開発中の会計基準の背景に記載すること」が提案された。

諸表に重要な影響を及ぼす可能性が高いと認められる場合には、不確実性の程度が高い会計上の見積りの項目として識別されること

見積りの注記として記載すべき事項については、「定量的情報もしくは定性的情報（またはその両方）を用いて注記する旨を会計基準の本文に記述すること」が提案された

(2) 基本的な考え方の整理
また、その他の論点として、次の事項を会計基準に記述しないことが提案された。

- ・見積りの不確実性の程度を判断する際の集約単位
- ・見積りの開示の詳細度
- ・見積りの開示は、単一の注記としてまとめて記載すべきとするか、記載場所を特段定めるべきではないとするか
- ・見積りの開示例として記載すべき事項がない場合の取扱い

ただし、「見積りの開示として記載すべき事項が、財務諸表の

他の場所に記載されている場合にどのような「べきか」は記述することが提案された。

(3) 経過措置

適用初年度においては、企業会計基準24号『会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準』14項の定めにかかわらず、見積りの開示として注記すべき事項について比較情報を要しないとする経過措置を会計基準の本文に記述することが提案され、委員からも賛成された。

(4) 設例および開示例

具体的な記載内容は各企業の判断に委ね、設例および開示例を開発しないことが提案され、特段反対意見はなかった。

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則および手続

会計方針の開示については、次のような提案がされた。

- ・会計方針の開示の詳細さについては、会計基準に記述しないこと
- ・経過措置については、「表示方法の変更」に該当しない旨を会計基準の背景に記述すること
- ・開示例を開発しないこと

継続企業の判断規準について検討開始

ASBJ、実務対応専門委

去る4月24日、企業会計基準委員会は第123回実務対応専門委員会を開催した。

これまでの経緯

第34回基準諮問会議において、日本公認会計士協会より、財務諸表を継続企業の前提に基づき作成することが適切であるかどうかの判断規準の作成が新規テーマとして提案された。

これは、経営者に継続企業の

前提に基づき財務諸表を作成することについて評価する責任があり、どのような場合に継続企業を前提として財務諸表を作成すべきかについて会計基準上で明らかにするものである。

この提案を受け、第405回の親委員会において新規テーマとして提言され、第406回の親委員会において実務対応専門委員会での検討を行うことが了承

(図表1) 会計基準の具体的な文案

目的	1. 本会計基準は、経営者が継続企業の前提に基づいて財務諸表を作成することが適切であるか否かについての判断規準について定めることを目的とする。
会計基準	
I 範囲	2. 本会計基準は、全ての企業に適用する。
II 用語の定義	3. 「継続企業の前提」とは、企業が将来にわたって事業活動を継続するとの前提をいう。
III 会計処理	4. 経営者は、財務諸表の作成にあたって継続企業の前提に関する評価を行わなければならない。 5. 経営者に当該企業の清算もしくは事業停止の意図がある場合、またはそうする以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成しなければならない。 6. 継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切でない場合には、たとえば、次のような一定の事項が存在する場合がある。 (1) 更生手続開始決定の取消し、更生計画の不認可など (2) 再生手続開始決定の取消し、再生計画の不認可など (3) 破産手続開始の申立て (4) 会社法の規定による特別清算開始申立て (5) 法令の規定による整理手続によらない関係者の協議等による事業継続の中止に関する決定 (6) 行政機関による事業停止命令
IV 適用時期	7. 本会計基準は公表日以後適用する。

された。

論点の検討

事務局は、会計基準の具体的な定めとして、次を提案した。

- ・ 経営者が継続企業の前提に基づいて財務諸表を作成することについて評価する責任を有する旨の定め、および経営者がどのような場合に継続企業を前提として財務諸表を作成すべきかの具体的な文案
- ・ 継続企業の前提が成立していない場合の判断規程についての具体的なガイダンスを定めること
- ・ 会計方針の変更として取り扱うものの、会計方針の変更に該当する旨および経過措置や注記について特段の定めは設けないこと
- ・ 開発する会計基準の適用により従来の実務に影響を与えるものではないため、適用時期を基準公表日以後とすること

具体的な文案は図表1のとおりである。

委員からの意見

委員からは「4項、5項に関しては何をもちて評価とするのか、わかりやすくすべき」、「4項の経営者の定義がわかりにく

い」、「会計処理という言葉に違和感を覚える」などの意見があった。適用時期に関しては、事務局の提案に反対意見は特段なかった。

会計

4月開催のIASB・IASB ボード会議について報告

IASB、IASB対応専門委

去る4月22日、企業会計基準委員会は第83回IASB対応専門委員会を開催した。主な審議事項は次のとおり。

4月開催のIASB会議の報告

議論された論点のなかから、「引当金」、「開示に関する取組み」的を絞った基準レベルのレビュー」について報告された。

引当金については、IAS37号のプロジェクトの改訂範囲の検討が行われた。当初、IASBスタッフは限定的な見直しに留めることを想定していたが、参加者から見直しの項目の追加や抜本的な見直しを求める声も上がったため、現状のままではプロジェクトの進行が厳しくなるとの見解を示した。

開示に関する取組みについては、IASBの意見に対して参加者がおおむね賛成の意を表したことが報告された。

今後の予定

今回は、「経営者の定義」、「会計処理」、「結論の背景」について検討する予定である。

のれんおよび減損プロジェクト

4月開催のIASBボード会議では、のれんおよび減損プロジェクトについて議論された。

このプロジェクトは、2018年7月のIASBボード会議で、のれんに関する情報開示の充実を図るという方針が暫定決定されているため、①開示の改善、②のれんの会計処理の簡素化、③減損テストの簡素化という3つの目的に基づいて審議を進めることとなった。

(1) 検討中のアイデアがどのよう

に相互関連するかの理解プロジェクトの次のステップであるDP(ディスカッションペーパー)の公表に向け、現在検討中のアイデアとそれが前記の目的の達成に対してどう役立つか分析が行われた。

どのような予備の見解をDPで表明するかは今後決定される。DPは2019年後半に公表予定。

次に、前記①に関連して、I F R S 3号の開示目的、開示要求に対する改善提案(図表2)がIASBスタッフより行われた。

(図表2) 開示要求に対する改善提案

<p>開示目的の改善</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 企業結合の戦略的な根拠を評価する 2 被取得企業の支配を獲得するために移転した対価の会計金額を理解し、その理論的根拠を評価する 3 企業結合の主要目的がどの程度達成されたかを評価する <p>主要目的に対する追加の開示(事後の業績)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 企業結合が発生した報告期間に最高意思決定者(CODM)が企業結合の目的が達成された程度評価のためにどの測定値を使用する予定か 2 企業結合が発生した報告期間、最低でも発生後2事業年度以内に企業結合の目的が達成された程度評価のために使用される測定値の金額 <p>I F R S 3号の取得の開示要求の絞った改善</p> <p>取得企業は当報告期間内に発生した企業結合に関して以下の情報を開示する必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被取得企業と取得企業の営業活動の統合により、シナジーが見込まれる場合、シナジーの説明、シナジーを達成するために予想されるコスト、金額 2 取得した資産、引き受けた負債の種類ごとに、取得日時点で認識した金額、財務活動及び年金債務から生じた負債はこの開示要求のために引き受けた主要な種類とみなされることを示す 3 連結包括利益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書で認識されている取得日以降の収益取得関連の取引コスト、統合コストを控除前の営業損益、被取得企業の営業活動によるキャッシュ・フロー
--

国際会計

金利指標改革によるヘッジ会計中止への救済案、公表

IASB

去る5月3日、国際会計基準審議会(IASB)は、IFRS

S9号「金融商品」およびIAS

S39号「金融商品・認識及び測

定」を改訂する公開草案「金利

指標改革」(以下、「公開草案」

という)を公表した。

公開草案に対するコメント期限は、2019年6月17日まで。

金利指標改革がヘッジ会計に及ぼす影響

当該公開草案は、IFRS9

号およびIAS39号を改訂して、

金利指標改革から生じる不確実

性のみによってヘッジ会計が中止

されることのないように、特定

のヘッジ会計の要求事項からの救済措置を置くものである。

IFRSにおいてヘッジ会計を

適用するためには、将来を見込んだ情報を使用することが求められる。しかし、金利指標改革が進むにつれて、現行の金利指標がいつの時点で、どのような金利に置き換えられるかについて不確実性が生じることになる。

公開草案の内容と今後の動向

IASBは、金利指標改革の影響への対処を2つの段階で捉えている。

今回の公開草案は、金利指標の置換えまでの期間における不確実性による影響に関するものであり、そのための救済措置に取組んでいる。

金利指標改革が今後進むにつれて状況がさらに明らかになれば、IASBはさらなるアクションを取るべきかどうかを検討することになる。

国際会計

金融商品の信用損失等の改善ASU、公表—IASB

去る4月25日、IASBは会計基準アップデート(ASU) 2019-04「金融商品—信用損失(トピック326)、デリバティブとヘッジ(トピック815)、金融商品(トピック825)への基準書の改善」を公表した。

IASBは、基準書の改善または意図していない適用の修正のための継続するプロジェクトを有している。このプロジェクトで対応する項目については、

諸表における情報の有用性が損なわれる結果となり得る。

今回の公開草案は、金利指標の置換えまでの期間における不確実性による影響に関するものであり、そのための救済措置に取組んでいる。

金利指標改革が今後進むにつれて状況がさらに明らかになれば、IASBはさらなるアクションを取るべきかどうかを検討することになる。

一般的に現行の会計慣行に重要な影響を与えない。

改訂されるASU

このASUは、2016年以降に発行した次の3つのASUに関連する基準書の改善プロジェクトの成果である。

- ① ASU2016-01「金融商品—全体(サブ・トピック825—10)—金融資産と金融負債の認識と測定」(2017年12

- 月16日以降開始年度から適用) ASU2016-13「金融商品—信用損失(トピック326)—金融商品の信用損失の測定」(2019年12月16日以降開始年度から適用)

- ③ ASU2017-12「デリバティブとヘッジ(トピック815)—ヘッジ活動の会計への的を絞った改善」(2018年12月16日以降開始年度から適用)

改訂の内容

このASUは現行の規定の明確化を含んでいるが、次は明確化以外の主要な新しい要求または容認である(すべてASU 2016-13に関連するもの)。

- ・未収利息残高の信用損失引当を、関連する金融資産の償却原価ベースのその他の構成要素と別個に測定することを認める。
- ・適時な方法で回収不能な未収利息を償却している場合、未収利息金額の信用損失引当の測定をしない会計方針を選択することを認める。
- ・未収利息残高と関連する信用損失の引当を、関連する金融資産と別個に表示する会計方針を選択することを認める。

- ・償却原価ベースに含まれる未収利息の総額を、単独の金額として別個に開示する実務的な簡便法を選択することを認める。
- ・利息収益の戻しまたは信用損失の引当の認識により、未収利息を消却する会計方針を選択することを認める。

- ・貸付金または債券を新しい分類に組み替える場合、以前に測定した貸付金または債券の信用損失引当または評価性引当を損益に戻し、新しい分類に従って適切な測定ガイドラインを適用することを要求する。

- ・信用損失引当の決定にあたり、適切に信用リスクを分離するために、「サブ・トピック326—20の範囲内の金融資産」と「売却可能債券」について予想される期限前償還の割引期待キャッシュ・フローの計算に使用する実効金利を修正する会計方針を選択することを認める。

- ・定期の貸付けに転換した信用限度契約 (line-of-credit arrangements) の償却原価ベースを別個の欄に表示することを要求する。

適用関係

- ①のASU2016-01の関連部分の適用日は、ASU2016-01はすでに強制適用されているので、2019年12月16日以降開始する年度であり、早期適用は認められる。
- ②のASU2016-13の関連部分の適用日は、このASUを未適用の企業はASU2016-13と同じであり、適用済みの企業は2019年12月16日以降開始する年度である。
- ③のASU2017-12の関連部分の適用日は、このASUを未適用の企業はASU2017-12と同じであり、適用済みの企業はこのASU発行後に開始する年度である。

国際会計

開示の簡素化に関する改善ASU案、公表—IASB

去る5月6日、IASBは会計基準アップデート(ASU) Cの開示の更新と簡素化イニシ

アティブへの応答」(以下、「公開草案」という)を公表した。

SECは、2018年8月に「開示の更新と簡素化」を公表し、財務諸表の開示を規定しているレギュレーションS-Xなどの規則を修正しており、改訂した特定の開示について、FASBに会計基準への導入を求めた。

この公開草案は、FASBのSECへの対応の結果であり、会計基準の要求をSECの規則と整合させ、重複をなくし、明確化することによって会計基準の適用を容易にしている。

公開草案の内容

この公開草案は多くのトピックスの改訂を含んでいるが、次はその主なものである。

- ・ 現行では、セグメント情報の開示として、実務上不可能でない限り、各製品とサービスのまたは類似の製品とサービスのグループの収益の開示が要求されていたが、「実務上不可能でない限り」を削除
- ・ 期末日の短期借入金金の未使用の融資限度額 (Unutilized credit) と長期借入金金の未使用の融資コミットメント額の開示を追加

・ 期末の短期借入金金の加重平均利率の開示を追加

・ その会社が財務諸表に重要な影響を与える場合、新規連結会社または連結除外会社の名前の開示を追加

・ 「デリバティブ」と「デリバティブ」に関連する損益」のキャッシュ・フロー計算書での報告場所の開示の追加

・ 金額が総資産金額の10%を超える場合、逆購入契約 (reverse repurchase agreement) の帳簿価額の貸借対照表における独自の科目としての開示を追加

国際会計

事業の取得と処分に関する開示の改善案、公表—SEC

去る5月3日、SECは事業

の取得と処分に関連する開示の改善案を公表した。

具体的には、開示を規定するレギュレーションS-Xなどの改訂であり、改善案の目的は、投資家のために取得した事業と処分した事業に関する財務情報を改善し、開示作成の複雑性とコストを軽減することにある。

改善案の内容

改善案の主な内容は次のとおり。

・ 再購入負債の実効金利の開示の追加

・ 金額が資本の部の金額の10%を超える場合、再購入契約に基づく取引先別のリスク金額の開示の追加

前記以外に、いくつかの期中財務諸表での開示要求が追加されている。

適用関係

コメント期限は2019年6月28日である。
この公開草案は将来に向かって適用され、適用日は未定である。

金融

楽観視できない米中貿易交渉の行方

米中貿易交渉が市場にとって大きなリスク要因となること、あらためて認識された。ワシントンで5月9日、10日に開催された閣僚級協議で、米側のライトハイザーアメリカ通商代表部 (USTR) 代表とムニースン財務長官、中国側の劉鶴副首相との間で貿易問題の打開策を打ち出すことはできなかった。米中間の制裁関税は、これまで3段階にわたりお互い対象と

近の登録企業の連結収益」と「登録企業と子会社を比例配分した収益の合計」の比較) を追加することにより、重要な子会社の決定方法を改訂する

- ・ 特定の取得における特定の費用を省略した簡易的な財務諸表の開示を認める
- ・ 取得した事業の財務諸表の開示を現行の直近3年間から2年間にする
- ・ 事業が登録企業の事業取得後の財務諸表に含められた後は、取得した事業の財務諸表の個別の開示は要求しない
- ・ 事業を取得または処分した場合

コメント期限

改善案に関するコメントの期間は、官報での掲示から60日間である。

合、取得または処分が期首に行われたと想定した場合の財務情報 (プロ・フォーマ財務情報) の開示が要求されるが、これに、取引の会計を反映した会計的な修正と、シナジーや取引の影響を反映した経営的な修正 (合理的に見積れ、合理的に発生が期待できる経営計画を含む) の開示を含める。

なる輸入品に対して発動されてきた。今回米側が発表した制裁関税は第4弾となり、米国内の企業や関連のアジア地域の企業に大きな影響が及ぶこととなる。

もともと、4月まではトランプ米大統領が早期解決を示唆していた経緯もあり、市場は交渉の行方には楽観的だった。しかし、5月に入って中国側が協定文の見直しを要請してきたこと

この20日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2019年4月26日	内閣府令第27号 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令	金融庁	ASBJが公表した企業会計基準21号「企業結合に関する会計基準」を踏まえて所要の改正等を行うもの。平成31年4月開始年度以後に行われる企業結合から適用。 https://www.fsa.go.jp/news/30/sonota/20190426.html	—
2019年4月26日	金融庁告示第30号 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件等の一部を改正する件	金融庁	企業会計基準21号「企業結合に関する会計基準」を一般に公正妥当と認められる企業会計基準とし、IFRS3号「企業結合」、IAS1号「財務諸表の表示」、IAS8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」を指定国際会計基準とするもの。 https://www.fsa.go.jp/news/30/sonota/20190426.html	—
2019年4月26日	専門業務実務指針4461 「仮想通貨交換業者における利用者財産の分別管理に係る合意された手続業務に関する実務指針」の改正(公開草案)	JICPA	日本仮想通貨交換業協会(JVCEA)が、2018年10月に資金決済法に基づく認定資金決済事業者協会として認定されたことを受け、仮想通貨交換業者がJVCEAの会員である場合は、JVCEAが原則として実施結果報告書のその他の実施結果の利用者となることを記載したほか、所要の改正を行うもの。コメント期限は2019年5月27日まで。 https://jicpa.or.jp/specialized_field/20190426fff.html	—
2019年4月26日	保証業務実務指針3402 「受託業務に係る内部統制の保証報告書に関する実務指針」(公開草案)	JICPA	保証業務実務指針3000の公表に伴う適合修正の一環として、既存の監査・保証実務委員会実務指針86号をもとに、ISAE3402を参考として見直しを行ったもの。コメント期限は2019年5月27日まで。 https://jicpa.or.jp/specialized_field/20190426uer.html	—
2019年5月7日	内閣府令第2号 無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令	金融庁	元号を改める政令の施行に伴い一部を改正したもので、財規、連結財規、開示府令等の様式中「平成」を削除するもの。その他、各省庁から、改元に伴い所要の改正を行う改正省令等が公布されている。	—

で、今回の対立激化につながった。

米中間で起きてきているこの対立の原因は根深い。それを示すのが、2018年10月4日にアメリカのシンクタンクであるハドソン研究所にて行われたペンス副大統領の演説だ。このなかで、中国は「米国に対する影響力を高め、米国内での利益を得るために政府全体にアプローチをかけている」、「アメリカの国内政策や政治活動に干渉している」と述べられており、中国への警戒感が明確に示されている。これまでの中国経済の自由

化やアメリカから得た経済的な利益が西側諸国とのパートナーシップに結びつかず、軍事的拡張につながったこと、アメリカと軍事的、経済的に対立関係にあることから中国がアメリカの覇権を脅かす存在になってきているとの認識だ。

したがって、今後の影響は大きく、市場の一部での楽観的な見方は当てはまらないだろう。米中貿易交渉は長期化し、株式市場の下値リスクと為替市場の対主要通貨でのドル安リスクは潜在的に大きいと警戒すべき段階にきている。

米中貿易交渉決裂の大ショック

証券

令和は、証券取引所の10連休という世界で日本だけの異例の事態で始まった。かねてから投資家は連休中の海外市場動向の不確実性を警戒して、休暇直前に一度手仕舞う(株価は下落する)のではないかと指摘されてきた。しかし、心理的な高揚感もあつてか手仕舞いはほぼみられず、ごくわずかな株価調整で長期休暇に入った。

連休の前半、世界の市場はほぼ何事もなかったが、後半にな

り、かねてからの懸念が現実化した。米中貿易交渉の決裂だ。結果として、トランプ米大統領は中国からの輸入品に25%の関税をかけることを決定した。中国もただちに対抗措置をとるようだ。

4月は米中貿易交渉が妥結に向かうとの観測が強まり、それが世界の株価堅調の背景にあると考えられてきただけに、決裂は市場にとって大きなショックであった。

決裂表面化後、市場取引の間差で、真っ先にアジア市場、ついで欧州、最後にアメリカの順で株価が下落し、休場中の日本市場を除き、世界同時株安となった。ただ、下落幅は大きくなく、直前高値からの下落率が10%を超えたのは中国市場のみで、ついで韓国市場が6%強、あとはすべて3〜4%に収まった。

このような状況下で、日本市場は休場明けを迎えたわけだが、当然ながら令和の実取引は暗い幕開けとなった。株価は連日下落を続けた。ただ、下落幅は世界市場の大勢と同レベルに留まっている。

米中貿易摩擦の影響は、世界経済・景気のさまざまな統計数字に表れるが、現在はまだ初期段階であり、株式市場はその深刻さを実感していない。これから各国で厳しい数字が出ると市場はショックを受けるだろう。日本の株式市場にとって、日本の企業収益やGDP推移、米金融政策動向等ファンダメンタルズ以上に、米中貿易摩擦の行方がすべてという情勢になってきた。